

60歳、もうすぐ定年……。 でも働きたい!



60歳以降も、働き続ける人が増えています

会社員や公務員の経験が一定期間ある場合、部分年金 (特別支給の老齢厚生年金)がもらえます。かつては60歳 からもらえていましたが、受給開始年齢が年々引き上げら れています。年金をもらい始めるまで収入の空白期間がで きるため、60歳以降も働く人が増えています。

なお、専業農家や自営業者、専業主婦は、65歳から老齢基 礎年金を受け取ります。この年金額だけでは心もとない場 合、60歳以降も働いて老後に備えるのも一つの方法です。

うて、どうなする層

60歳を過ぎて働く場合、年金受給額は どうなるのか、また、シニア世代を支援 する雇用保険の制度などを解説します。

監修/社会保険労務士望月厚子

どうなるの

部分年金や老齢厚生年金は、 働き方によっては減額となることも

部分年金の受給が始まったあと、厚生年金保険に加入して働くとき、注意してほしいことがあります。収入と年金受給額の合計額によっては、部分年金や老齢厚生年金がカット(一部または全額が支給停止)されるのです。これを在職老齢年金制度といいます。

下の表のとおり、たとえば64歳の人が収入24万円、年金受給額が月額10万円だった場合、実際にもらえる年金額は月額7万円になってしまうのです。

在職老齢年金の早見表(60歳~65歳未満)

年金受給額(月額) 10 12 14 16 18 20 収入(総報酬月額相当額) 12 10 12 14 16 17 18 15 10 12 13.5 14.5 15.5 16.5 18 10 11 12 13 14 15 13.5 21 8.5 9.5 10.5 11.5 12.5 24 7 8 9 10 11 12 27 5.5 6.5 7.5 8.5 9.5 10.5

(単位:万円)

受給額と収入の合計が28万円以下ならカットされない

── は年金が一部カットされます

※縦欄の金額は、1か月の給料と、直近1年間の賞与の合計を12で割ったもの。横欄の金額は、本来もらえる老齢厚生年金の月額。表内の縦軸と横軸の交わった部分の数字が、実際にもらえる老齢厚生年金の月額です。

働く場合の年金については 年金事務所などで相談できます

50歳以上の人は、年金事務所や年金相談センターに行けば、年金の見込額や、収入がいくらまでなら年金が減額にならないか、教えてもらえます。

65歳以上は、年金カットの 条件が緩和されます

在職老齢年金制度では、65歳以上になると年金がカットされる条件が緩和されます。65歳未満のときは1か月当たりの収入と年金受給額の合計額が28万円超で年金減額の対象になりますが、65歳以上では、47万円超となります。ほとんどの場合、年金の減額を気にすることなく働くことができます。

在職老齢年金の早見表(65歳以上)

年金受給額(月額)

(単位:万円)

収入(総報酬月額相当額)

受給額と収入の合計が47万円以下ならカットされない

 は年金が一部カットされます

※老齢基礎年金や繰上げ後の老齢基礎年金、加給年金額は減額対象になりません。ただし、老齢厚生年金の支給額が全額停止中の場合は、加給年金額を受けられません。

こんな人は在職老齢年金の対象外です

支給停止の対象となるのは、部分年金や老齢厚生年金です。そのため、ずっと自営業や専業主婦で国民年金(老齢基礎年金)のみ受給している人は、年金受給中にいくら働いても年金がカットされることはありません。

また、部分年金や老齢 厚生年金の受給者であっても、現在の働き方が自 営業などで厚生年金保 険に加入しない場合は、 いくら収入が多くても年 金がカットされることは ありません。



65 歳以降に、違う職場で働きたい!



65歳以降も、働くための環境が整えられつつあります

かつては、65歳以上の人は雇用保険の新規加入は対象外でした。平成29年からは、働く意思のある人を支援するため制度が見直され、一定の条件を満たせば「高年齢被保険者」として雇用保険の対象となります。

これにより、求職のための支援や、介護休業の際の給付金、教育訓練給付金などが受けられるようになりました。

そもそも、雇用保険ってなに?

働く人の生活や雇用の 安定を守り、働きたい人の 就職を促進するため、国が 実施している強制加入の 保険制度です。職を探す 人やキャリア形成のために 教育訓練を受ける人が給 付を受けられるなど、さま ざまなメリットがあります。

雇用保険が適用される 基準は、次の2点です。基 準を満たせば、パートでも 対象となります。



- □31日以上、継続して雇用されること
- □ 勤務時間が週20時間以上

65歳で転職する場合も 雇用保険が適用されるように

かつては、65歳になる前に採用された職場で働き続ける場合のみ、雇用保険が適用されていました。しかし、平成29年の制度改正以降は、65歳以降に転職・転籍した先でも、条件を満たせば雇用保険に加入できるようになっています。

雇用保険に加入すると さまざまなメリットが

●求職活動する際、給付金が何度でも受け取れる

- · 65歳以降に、会社を辞めて求職活動する際は、そのつど 高年齢求職者給付金を受け取れます。
- ・高年齢求職者給付金の金額は、離職前6か月の賃金総額 を180で割った額の50~80%(上限額あり)です。一時 金で30日分または50日分給付されます。

求職活動のとき、雇用保険の給付と 年金は、両方もらえるの?

- ・65歳になるまで…ハローワークで求職の申し込みをした時点で、失業給付を受ける前でも、一定期間、部分年金は全額支給停止となります。
- ※雇用保険の給付金を受け取っていても、遺族年金や障害年金は支 給停止になりません。
- ・65歳以降…高年齢求職者給付金を受け取っても、年金 は支給停止になりません。

●スキルアップをめざす人には教育訓練給付金が

高年齢被保険者、または仕事を辞めてから1年以内の高年齢被保険者が教育訓練を受ける場合に受け取れます。語学や簿記、介護職員初任者研修修了などをめざす指定講座を受けると、経費の20%を「一般教育訓練給付金」として受け取れます。

※支給の上限は10万円。経費が4000円以下の場合は支給なし。

さらに専門的な指定講座(介護福祉士や調理師、キャリアコンサルタントをめざすものなど)を受ける場合は、「専門実践教育訓練給付金」が受け取れます。支給額は経費の50%(年間の上限は40万円)です。

※経費が4000円以下の場合は支給なし。

●仕事と介護の両立支援も

介護休業の際に介護休業給付金が受け取れ、介護と仕事の両立がしやすくなっています。

雇用保険について知りたいときは……

雇用保険については、お住まいの地域のハローワークか、勤務先の労務部門などにお問い合わせください。

